

小規模企業のための新会社法活用

第7回

「新しく会社を作るためのチエックポイント」

この新会社法活用法の連載も

今回が最終回となりました。

後でテーマは新会社法が施行され

ての会社を設立する場合のチ

エックポイントについてです。

1 会社設立の手続きの簡素化

ました。

株式会社の設立手続きについては、次のように簡素化されました。

2 具体的には

項目	内容
① 最低資本制度の撤廃	資本金が1円でも株式会社の設立が可能(従来は株式会社1000万円、有限会社300万円)
② 類似商号制度の廃止	同業者が同一市町村内でも同じ会社名で設立OK(従来は類似の名称は不可)
③ 払込金保管証明制度の廃止	銀行の残高証明書でOK(従来は銀行に一定期間資本金を預け保管証明書を発行)

第1回で述べたとおり、今回の新会社法の趣旨は、現在の会社の実態に合わせて法整備を直した点が最大の特徴です。從来の株式会社や有限会社の4社に3社が従来の最低資本金であるという規模ということを考え合わせ、従来の大企業中心の法体系から実態(小規模企業)にあつた法律につくり変えたことと、自由化・柔軟化と共になんと言つても新規創業や起業をしやすくなることにより経済の活力を高めたいというのが趣旨のようです。これらの趣旨から、会社の設立についても従来からは考えられないほど簡単にかつ比較的安価にできるようになります。

この新会社法活用法の連載も今回が最終回となりました。最後のテーマは新会社法が施行されての会社を設立する場合のチエックポイントについてです。

3 留意する点

設立時について留意すべき点は次の事項が考えられます。

① 資本金をいくらにするか?

だからといって、資本金を1円にした場合、設立後の会社の運営は可能なのでしょうか。運転資金面、対外的信用力等々を考えると、一般的には従来の有限会社の最低資本金である300万円程度は必要と考えます。

② 出資者、出資金額を誰からいぐらしてもらうか?

株主総会は最高意思決定機関となりますので、その構成員や出資割合を慎重に決定する必要があるのは言うまでもあります。

③ 機関設計をどうするのか?

新会社法では、現在の法人の実態を考慮し、譲渡制限会社については取締役は1人でも可能となり、監査役の設置についても任意となりました。しかし、会社の運営を考えた場合、従来通り取締役3人、監査役1人はぜひ置きたいものです。取締役会は必要と考えます。

④ 決算期をいつにするのか?

決算日は、自由に決められますが、決算作業等も考え自社の売上に季節変動がある場合には、売上が落ち着いた後がベターと思われます。決算を迎える2ヶ

月から3ヶ月前には当期の予想利益や予想税額を算出し、節税をすべき必要がある場合には決算前に計画的に実施し、納得した決算をくみたいのです。

⑤ 設立日はいつにするのか?

決算日とのかねあいもありますが、たとえば3月1日を設立日とし決算日を3月31日とする

と、設立第1期はわずか1ヶ月で決算を迎えることになりますので、設立日と決算日の関係も十分検討する必要があります。

⑥ 消費税の扱い

新規設立の法人については、資本金が1,000万円未満のケースでは、設立第1期目と2期目の消費税が免税となります。

資本金が1,000万円未満で設立した場合には、1期目と2期目で何千万、何億円の売上があります。また、(5)で述べたとおり、設立日から第1回目までの決算が短い場合はこの消費税の免税もフルに活用することができます。

つきなくなってしまいます。(5)の場合は第1期の1ヶ月と第2期の12ヶ月の計13ヶ月分にかかる消費税が免税となります。

著者
プロフィール
山口昇



生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)
出身地 新潟県加茂市
事務所/住所 新潟県加茂市旭町15番30号
事務所名 山口昇税理士事務所
TEL 0256-52-6869
FAX 0256-52-1674
HPリニューアルしました。
URL <http://www.yamamoto-zeroishi.jp/>

一番大切なことは、これから行おうとする事業のビジネスプラン(一般的には5カ年の経営計画)を縦密に立て、それにあつた経営形態(個人か法人か、法人の場合は株式会社でいいのか)と資金計画(資金は株主資本として集めるのか、金融機関から借入金として調達するのかなどを十分に時間をかけ決定する)とが大切です。

今回でこのコーナーは終了です。7回にわたりお付き合い頂き、ありがとうございました。

今月から3ヶ月前には当期の予想利益や予想税額を算出し、節税をすべき必要がある場合には決算前に計画的に実施し、納得した決算をくみたいのです。

設立日はいつにするのか?

決算日とのかねあいもありますが、たとえば3月1日を設立日とし決算日を3月31日とする

と、設立第1期はわずか1ヶ月で決算を迎えることになりますので、設立日と決算日の関係も十分検討する必要があります。

新規設立の法人については、資本金が1,000万円未満のケースでは、設立第1期目と2期目の消費税が免税となります。

資本金が1,000万円未満で設立した場合には、1期目と2期目で何千万、何億円の売上有ります。また、(5)で述べたとおり、設立日から第1回目までの決算が短い場合はこの消費税の免税もフルに活用することができます。

つきなくなってしまいます。(5)の場合は第1期の1ヶ月と第2期の12ヶ月の計13ヶ月分にかかる消費税が免税となります。

著者
プロフィール
山口昇



生年月日 昭和32年7月4日(蟹座)
出身地 新潟県加茂市
事務所/住所 新潟県加茂市旭町15番30号
事務所名 山口昇税理士事務所
TEL 0256-52-6869
FAX 0256-52-1674
HPリニューアルしました。
URL <http://www.yamamoto-zeroishi.jp/>